

船舶事故調査報告書

平成29年1月12日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年6月26日 03時25分ごろ
発生場所	島根県出雲市小田港西南西方 小田港西防波堤灯台から真方位249° 1.7海里（M）付近 （概位 北緯35° 16.1′ 東経132° 34.1′）
事故の概要	漁船第六十五漁進丸は、南進中、小田港西南西方の干出浜（岩）に乗り揚げた。 第六十五漁進丸は、船首部船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成28年7月11日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第六十五漁進丸、19トン TT2-1759（漁船登録番号）、有限会社漁進水産 19.38m（Lr）×4.47m×1.90m、軽合金 ディーゼル機関、759kW、平成5年11月 第272-18990号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 26歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成20年3月10日 免許証交付日 平成25年2月13日 （平成30年3月9日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船首部船底外板等に凹損及び破口、プロペラ翼及びプロペラ軸に曲損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約3m、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約28cm（大社）
事故の経過	本船は、船長ほか甲板員2人（日本国籍1人、インドネシア共和国国籍1人）が乗り組み、船首約1.5m、船尾約2.7mの喫水で、平成28年6月25日18時15分ごろ長崎県対馬東方沖に向けて境港を出港した。 本船は、船長が単独の船橋当直につき、出雲市日御碕北方沖に向け

	<p>て自動操舵により西南西進中、船首方からの風波の影響で船体の縦揺れが激しくなった。</p> <p>船長は、船体の縦揺れが激しく、甲板員2人がゆっくり休むことができないので、縦揺れを減少させようと思い、日御碕西方約3Mの所から陸岸に向けて南進し、GPSプロッターの画面に表示された約100mの等深線に達したところで、変針して同等深線に沿うよう西南西進することとした。</p> <p>船長は、本船が南進を開始してから縦揺れが収まり、これまで縦揺れが続いて船酔いを感じていたので、休もうと思い、操舵室後方の通路で横になっていたところ、いつしか居眠りに陥った。</p> <p>本船は、船長が、ふと目が覚めてGPSプロッター画面を見たところ、本船の位置がほぼ海岸線上にあったので、慌てて自動操舵の針路設定ダイヤルを右に回したものの、26日03時25分ごろ、小田港西南西方の干出浜に乗り揚げた。</p> <p>船長は、直ちに機関を後進にかけて離礁しようとしたが、離礁できなかったもので、携帯電話で海上保安庁に本事故の発生を通報し、救助の要請をした。</p> <p>船長は、乗組員の安全を確認した後、乗組員に対し、救命胴衣を着用の上、船内への浸水及び油の流出の有無を確認するよう指示したが、本船が右舷側に傾斜してきたので、危険と判断し、乗組員共々陸上に避難した。</p> <p>本船は、後日、船舶所有者が手配した建設会社所有の起重機船によって吊り上げられて離礁した後、引船で島根県松江市の造船所へえい航された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>海図W133（出雲海岸）によれば、本事故発生場所付近は、干出浜（岩）である。</p> <p>本船は、平成28年6月22日～24日まで休漁していた。</p> <p>船長は、25日01時～08時ごろ及び10時～16時ごろまで、睡眠をとり、17時30分ごろ本船に乗船して出港準備をした。</p> <p>船長は、これまでの航海で風波の影響を受けて船体の動揺が激しくなった場合、GPSプロッターの画面に表示された約100mの等深線に沿って航行すれば、波の影響を軽減できたので、同等深線に沿って航行することとした。</p> <p>船長は、これまでも夜間航行する場合、漁場に到着するまで乗組員を休ませる目的で、夜が明けるまで自らが船橋当直に入り、夜が明けてから甲板員と同当直を交替し、約3～4時間仮眠をとっていた。</p> <p>船長は、飲酒や眠気を催す薬を服用していなかった。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>あり</p>

<p>船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし なし</p> <p>本船は、日御碕西方沖を自動操舵で陸岸に向けて南進中、単独で船橋当直についていた船長が居眠りに陥ったことから、変針予定場所を通過して小田港西南西方の干出浜（岩）に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本船が南進を開始するまで縦揺れが続いて船酔いを感じていたが、南進を開始して縦揺れが収まったので、休もうと思って横になったことから、居眠りに陥ったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、日御碕西方沖を自動操舵で陸岸に向けて南進中、単独で船橋当直についていた船長が居眠りに陥ったため、変針予定場所を通過して小田港西南西方の干出浜（岩）に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夜間、単独で船橋当直中に体調不良を感じた際には、休憩中の有資格者等を昇橋させて船橋当直を交替すること。

付図1 事故発生経過概略図

